

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 28 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530089

研究課題名(和文)自動車保険における損害額算定基準の在り方

研究課題名(英文)Bases for computation of personal injury damages in automobile insurance

研究代表者

洲崎 博史 (Suzaki, Hiroshi)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：20211310

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、人身損害のカバーを目的とする自動車保険(自賠責保険、任意対人保険、人身傷害補償保険)において、人身損害額の算定基準として、一般の民事裁判において採用されている損害額算定基準と、裁判外で支払保険金を決する場合に用いられる損害額算定基準が併用されていることにより、どのような法律問題が生じ、どのように解決されるべきかを、被害者、加害者、自賠社、任意社、人傷社の利害状況に照らしながら検討するものである。

研究成果の概要(英文)：In this research I considered two different bases for the computation of personal injury damages in Japanese automobile insurance(compulsory liability insurance, voluntary insurance, personal injury protection insurance), i.e., a basis which is adopted by courts in civil actions and a basis which is used by insurers in out-of-court settlement.

研究分野：保険法

キーワード：自動車保険 人身傷害補償保険 損害額算定基準

1. 研究開始当初の背景

かつてわが国では、自動車事故による人身損害は、強制保険たる自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」）と自賠責保険の上積みとして働く任意保険たる対人賠償責任保険（以下「任意対人保険」）によってカバーされるのが通例であった。しかし、被害者側が任意に加入する人身傷害補償保険（以下「人傷保険」）がこの10数年の間に急速に普及した結果、現在では、自動車事故による人身損害は、自賠責保険・任意対人保険・人傷保険という3種類の保険によってカバーされるのが一般的となった。自動車保険が、瞬く間に二本立て構造から三本立て構造へと変貌したのである。

人傷保険は、自動車事故被害者の傷害・死亡に対して保険給付を行うことを主たる目的とするものであり、講学上の傷害保険に該当するが、一般の傷害保険とは異なり、損害保険（保険法2条7号の「傷害疾病損害保険契約」）の形をとるという点に大きな特徴がある。すなわち、人傷保険では、被保険者が自動車事故によって被った人身損害の額を算定し、その損害額に基づいて被保険者（またはその遺族）に保険金を支払うのである。ところが、人身損害の額は、人傷保険の約款で定めた特殊な損害額算定基準（以下「人傷基準」）にしたがって算定することとされているところ、同算定基準は、民事裁判において採用されている人身損害の損害額算定基準（以下「裁判基準」）とは相当に乖離し、多くの場合、人傷保険約款に基づいて算定される損害額（以下「人傷基準損害額」）は民事裁判において一般に算定される損害額（以下「裁判基準損害額」）を下回ることになるといわれている。

損害額算定基準のこのような二元性は、とりわけ人傷保険における請求権代位に関して解決困難な問題を引き起こすことになり、相当数の裁判例とともに、夥しい数の文献を

生み出すこととなった（代表的なものとして、山下友信「人身傷害補償保険の保険給付と請求権代位」保険学雑誌600号121頁以下）。人傷保険を販売する損害保険会社も事態の収拾を図るべく2007年以降順次約款を改訂する運びとなり、現在では、人身損害の額が裁判で確定した場合に当該額に基づいて（すなわち人傷基準損害額によってではなく）人傷保険金の支払等が行われることとされている。ただし、被害者が重篤な後遺障害を負った場合には症状固定までに数年間を要することが少なくなく、そのため、改定前約款が適用される自動車事故が現在まで裁判で争われていることが珍しくない。そのようなケースでは、人傷基準損害額と裁判基準損害額の乖離が被害者（人傷保険の被保険者でもある。以下で単に被保険者という場合はこれを指す）・加害者・自賠責保険会社（以下「自賠社」）・任意対人保険会社（以下「任意社」）・人傷保険会社（以下「人傷社」）間に深刻な利害衝突をもたらすこととなる。

2. 研究の目的

一つの保険の中で裁判外と裁判上とで異なった損害額算定基準を利用することは、もともと自賠責保険や任意対人保険では行われていることであり、自賠責保険では法律自身が予定していることでもある（自賠法16条の3第1項・2項）。しかし、いったん裁判外での保険者との交渉において損害額を確定させた被害者が、その後裁判を提起し当初の損害額とは異なる損害額認定を得た場合、どのような効果が生ずるのか必ずしも明らかでないなど、二つの損害額算定基準を併用するシステムの法的安定性や一貫性は決して高いとはいえない。そのような法的不安定性が最も顕著な形で現れたのが、前述したような人傷保険における請求権代位の扱いをめぐる紛争であったといえる。

本研究は、一つの保険の中で二つの損害額算定基準を併用するというシステムが、その

必要性・合理性および同システムから生じうる法律問題の解決についての十分な検証を欠いたまま、なし崩し的に任意対人保険、人傷保険へと持ち込まれ、そのことが人傷保険における機能不全をもたらしたのではないかとの問題意識に基づき、かかる検証を通じて自動車保険における損害額算定基準の在り方を検討しようとするものである。

3．研究の方法

損害額算定基準の二元性が被害者・加害者・自賠社・任意社・人傷社間に利害衝突をもたらす構造を明らかにするため、これらのプレーヤーが関与する紛争事例を渉猟し、分析・整理することを試みた。紛争事例の渉猟にあたっては、公判裁判例の収集にとどまらず、人傷保険事案の紛争当事者となっている損害保険会社の担当者や顧問弁護士、被害者の代理人として人傷社と交渉する立場にある弁護士らへのインタビューも実施した。紛争事例の分析・整理にあたっては、加害者・自賠社・任意社・人傷社がそれぞれの利益状況からとりうる行動をシミュレートし、それらの行動により被害者（人傷保険の被保険者）がいかなる立場に置かれることになるかを重点的に検討することとした。

4．研究成果

(1) 人傷保険契約における請求権代位については、約款において、被保険者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、保険者は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、被保険者の権利を害しない範囲内で、被保険者がその者に対して有する権利を取得する旨が定められるのが通例である。そして、ここでいう「被保険者の権利を害しない範囲内で」とは、支払われる人傷保険金の額が損害額に満たず損害額の一部しかてん補されない一方で、過失相殺があり損害賠償額が損害額に満たない場合には、被保険者の損害の全部がてん補さ

れるまでは代位による保険者の権利取得は生じない趣旨であるという考え方（いわゆる差額説）が一般に支持されている。

問題は、人傷基準損害額が裁判基準損害額を下回る場合である（以下では、人傷基準損害額が1400万円、裁判基準損害額が2000万円、加害者と被害者の過失割合が4:6（したがって加害者に対する損害賠償請求権額が800万円）のケースを想定する）。約款所定の請求権代位規定の適用にあたり、人傷基準損害額が被保険者の損害であるとみるならば、1400万円の人傷保険金の支払により被保険者の損害が完全に填補されていることになり、800万円の損害賠償請求権はすべて人傷社に移転することになる（人傷基準差額説による処理）。これに対し、裁判基準損害額が被保険者の損害であるとみるならば、人傷保険金の支払によっても被保険者の損害はなお600万円分残存していることとなるから、被保険者は800万円の損害賠償請求権のうち600万円分を行使することができ、人傷社に移転するのはその残額である200万円の損害賠償請求権だけであるということになる（裁判基準差額説による処理）。人傷基準差額説によれば、裁判所によって損害額が2000万円と算定された場合であっても、被保険者はそれを下回る1400万円の損害の填補しか受けられないこととなり、人傷保険に加入することで被保険者の損害が十分に填補されると考えていたであろう平均的保険契約者の期待を大きく裏切ることになる。それにもかかわらず、人傷基準差額説を支持する見解が一部にみられたのは、裁判基準差額説による場合、支払保険金額の算定にかかる約款規定を字義通りに適用すると、人傷保険金の支払が先行し賠償金の支払（賠償金を肩代わりする責任保険金の支払またはその給付の決定を含む。以下同じ。）が後れる場合（以下「人傷先行事案」ともいう）と、賠償金の支払が先行し人傷保険金の支払が後れる場

合（以下「賠償先行事案」ともいう）とで最終的に被保険者が取得する金額（人傷社が最終的に負担する金額）に違いが生じてしまうという問題があると考えられていたからである。この問題を再び前述のケースを用いて説明すると、1400万円の人傷保険金が被保険者に支払われた後で賠償金が支払われるという人傷先行事案において、800万円の損害賠償請求権の帰属につき裁判基準差額説を適用すると、被保険者は600万円の賠償金を得ることができ、被保険者は既払いの人傷保険金と合わせて最終的に2000万円の損害填補を受けることができる。これに対し、被保険者が800万円の賠償金の支払を先に受ける賠償先行事案の場合、人傷保険金の支払額の計算について定めた一般的な人傷保険の約款規定を字面通りに読むと、人傷約款所定の算定基準に従って算定される損害額から支払済みの賠償金を控除する旨を定めているように読めるため、被保険者は人傷基準損害額である1400万円から800万円を控除した600万円しか人傷保険金の支払を受けられない（したがって最終的に合計して1400万円の損害填補しか受けられない）という事態が生じかねない。そして、このように、裁判基準差額説のもとでは賠償金の支払が先行する方が人傷社の支払額が少なくなるすると、人傷社は賠償金の支払を先行させるべく人傷保険金の支払を渋るような行動をとるおそれがある、ということも裁判基準差額説の難点として（したがって人傷基準差額説を支持する理由として）指摘されていたところである。

(2) 以上に対して、現在もなお決着しているとはいえないのが賠償先行事案における人傷保険金の支払額の問題である。約款規定を字面通りに適用すると、上記ケースでは人傷約款所定の算定基準（人傷基準）により算定される損害額1400万円から支払済みの賠償金800万円を控除した600万円しか人傷保

金の支払を受けられないこととなるが、そのような扱いもやむを得ないと割り切る立場もある（大阪高判平成24年6月7日判タ1389号259頁。「形式適用説」）。しかし、人傷先行事案（上述のように裁判基準差額説により処理するのが判例多数説である）と賠償先行事案とでこのような不均衡が生ずるのは妥当ではないとの考えから、約款規定の適用にあたっては裁判基準損害額を被保険者の損害額と読み替えるべきだとする見解も有力に主張されている（山下友信「人身傷害補償保険の保険給付と請求権代位」保険学雑誌600号（2008）133頁。実質的には、改定前約款のもとでの事案を改訂後約款のルールに従って処理しようとする立場であるともいえる）。この立場によれば、上記ケースでは、被保険者はその読み替えられた損害額2000万円から支払済みの賠償金800万円を控除した1200万円の人傷保険金の支払いを受けられることになる（この立場は、約款の賠償金控除規定を限定解釈し、控除することができる金額は裁判基準損害額を確保するという「保険金請求権者の権利を害さない範囲」のものとするべきであるとの主張（前掲平成24年最高裁判決の宮川光治判事による補足意見）と実質的に同様の帰結をもたらすことから、前述の「形式適用説」に対し、「限定解釈説」と呼ぶことができる）。

(3) 以上を踏まえて本研究が着目したのは、加害者側（加害者・自賠社・任意社）との賠償交渉（裁判手続を含む）と人傷社との人傷保険金の交渉（裁判手続を含む。以下「人傷交渉」という）が同時進行する場合における各プレイヤーの利害状況である。

形式解釈説による処理がなされる場合、人傷保険金額の確定が賠償額の確定と同時にまたはそれよりも後れば人傷社の負担額が少なくなるため、人傷社にとっては紛争が「賠償先行事案」または「賠償交渉と人傷交渉が同時に決着する事案（以下「同時確定事

案」という)」として決着することが望ましい。そのため、人傷社には人傷保険金額の確定を遅らせるというインセンティブが働く。

かりに人傷交渉が裁判外で行われ、後遺障害等級等について実質的に争いが無いにもかかわらず人傷社が支払を渋るならば、負担額引き下げ目的だとして人傷社は強い批判を浴びるだろうし、監督官庁から処分を受けるおそれもあるから、人傷社がそのようなあからさまな支払渋りを行うことは考えにくい。しかし、人傷交渉が裁判で争われることとなった場合には、判決が言い渡される（または裁判上の和解が成立する）までは裁判所が主導する形で事態が進行するため、そのために人傷社が支払うべき金額の確定、ひいては人傷保険金の支払が遅れたとしても支払渋りの批判を受けることはない。人傷社としては腰を据えて裁判で争うことができるし、言い渡された判決に対して上訴することで人傷交渉の決着をさらに遅らせることもできる。賠償先行事案または同時確定事案として決着させ、負担額を減らすことが真の動機であっても、人傷社はあくまでも被告として上訴の権利を正当に行っているだけであって、支払渋りをしているわけではないとの申し開きができるため、上訴することの心理的ハードルも高くないと思われる。

加えて、上訴して人傷交渉の決着を遅らせることは、人傷社がその気になれば容易に実現することができる。すなわち、現在係属中の裁判でおよそ裁判所が認めてくれそうにない無理筋の主張をしておき、目論見通りに敗訴すれば、それに対する上訴が可能になり、人傷先行事案として決着するのを回避することができる。民事裁判は本来、紛争の当事者が原告と被告に分かれて、専門家である弁護士力を借りつつ自己の主張の正当性を競い合い、やはり法の専門家である裁判官がレフェリーとなってより正当性の高い主張に軍配を上げることによって、紛争解決を

効率的に行うことを目的とするはずであるが、ここでは「正当ではない主張」をしておく方が利益を得られるという、民事裁判の本来の趣旨・目的に悖る事態が生じてしまうわけである。

また、形式解釈説のもとでは、人傷社にとっては、人傷交渉の決着が遅れる一方で、賠償交渉が早期に決着する方が有り難い。保険会社の数が限られているわが国では、同一の交通事故において、人傷社たる保険会社（またはその傘下の保険会社）が、自賠社または任意社でもあるということが稀ではなく、そのような場合、自賠部門・任意部門には、人傷部門からの明示的な指示がなくても、当該紛争を賠償先行または同時確定事案として決着させ、会社としてのトータルでの支払額を減らそうというインセンティブが働くことが十分に考えられる。

そして、訴訟決着の時期を意図的に操作するインセンティブは、被害者の側にも働きうる。被害者側としては、紛争を人傷先行事案として決着させる方が有利となるから、賠償交渉の判決が確定しないよう上訴し続けること、そしてそのような上訴が可能となるよう係属中の審理において無理筋の主張をしておくことが訴訟戦術としては正しいということになる。究極の戦術として、被害者の代理人が加害者の代理人と裏交渉をして、加害者から上訴してもらおうよう働きかけることも起こりかねない。

(4) 以上のとおり、形式解釈説のもとでは、求める結果を得るために、わざと正当ではない主張をしたり、わざと上訴を思いとどまったり、相手方に上訴を促すなど、民事裁判制度が本来予定していないような不合理な行動を紛争の当事者にとらせるインセンティブが働いてしまう。限定解釈説が支持されるべきである。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

洲崎博史、「人傷死亡事案において被保険者の法定相続人が相続放棄した場合の人傷保険金の帰属」、損害保険研究、査読無、74 巻 4 号、2013 年、215-239 頁

洲崎博史、「対加害者訴訟と対人傷社訴訟—人身傷害補償保険に関する一考察—」、法学論叢、査読無、180 巻 5・6 号、2017 年、205-246 頁

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

洲崎 博史 (Suzaki, Hiroshi)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20211310

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：